

審 議 結 果 速 報

(令和5年6月30日)

請 願 5 年 議 会 第 1 1 号

鳥 取 県 議 会

審 議 結 果 速 報

令和 5 年 6 月定例会

請願（新規）・議会運営委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－11 (R5.6.5)	議 会	議会運営委員会委員の決定について	不 採 択 (R5.6.30)

▶請願事項

議会運営委員会（地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第109条第3項に定める委員会をいう。以下「議運」という。）の構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に「議決権・決定権」を持ったメンバーとして参与できるようにすること。

▶所管委員長報告（R5. 6. 30 本会議）会議録暫定版

現行の取扱いには合理性があり、妥当であるとの理由から「不採択」と決定しました。

▶請願理由

議運は、各会派等が、議会運営のあり方を協議する常設の常任委員会として、地方自治法の改正で正式に規定され、同法第 109 条第 2 項で定める他の常任委員会と同じく、同条第 3 項で地方自治法上の委員会として規定されたところである。議会における決定は、結果として多数決により決せられるものであるが、議員間で真摯に議論し、各会派・議員の異なる意見を慎重に集約した上で、少数会派・無所属議員もその議事に、議決権を行使して参与することが求められている。

鳥取県議会においては、少数会派や無所属議員にも一般質問の時間が与えられ、多くの議員が質問するなど、開かれた議会に向けての格別の努力がなされていることに敬意を表するものである。

一方、現在、議運のメンバー構成は、3 名以上の会派で 11 人の定員を按分し、鳥取県議会自由民主党 7、会派民主 3、公明党鳥取県議会議員団 1 と、あらかじめその議席が決められており、少数会派や無所属議員は、オブザーバー（議運の委員外議員）として、発言は一応できるが、その議決権・決定権がないものとなっている。

他方、地方自治法には、議運の構成を会派所属の人数に応じて按分する旨の規定はない。少数会派や無所属議員が議運の構成メンバーになっている議会も存在している。

議運は、地方自治法の規定に基づき、議会運営を円滑に行うために設けられているものであり、少数会派や無所属議員にも、議決権を持つての参加を保障することは、民主的な議会運営に資することになると考える。

開かれた議会を標榜する鳥取県議会においても、その構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に「議決権・決定権」を持ったメンバーとして参与できるようにすることをお願いするものである。

▶提 出 者

倉吉市 個人

▶紹介議員

市谷 知子

現 状 と 県 の 取 組 状 況

参考資料

議会事務局

【現状、県の取組状況】**1 【現 状】**

- 議会運営委員会は、地方自治法第109条第1項の規定により、普通地方公共団体の条例により設置できるとされている。
これを受け、各都道府県議会では、それぞれが制定した条例に基づき議会運営委員会を設置しており、委員の選出についても、それぞれ独自の基準・方法により行われているところである。

<全国の状況>

- ・無所属議員（1人会派含む。）に委員を割り当てている都道府県議会 なし
（秋田県議会は、自民党が保有する1枠を、委員を選出していない会派（一人会派含む）に譲っている。）

2 【本県の状況】

- 議会運営等に関する取扱要綱に基づき、所属議員数が議員定数の12分の1以上の会派に対しその所属議員数を基準として割り当てている。
（委員構成：鳥取県議会自由民主党7人、会派民主3人、公明党鳥取県議会議員団1人）
- 割当ての考え方
平成26年3月14日議会運営委員会 伊藤副委員長発言要旨
「地方自治法の定めにより議員提出議案は12分の1以上の賛同者があれば提出できる。自分たちが提案した議案がどのように審議されているのかについて関与するのは当然で、3人以上の会派を議会運営委員会の委員として加えるのが適当というふうに考える。」